

東京万引き防止官民合同会議
関係業界・団体各位

警視庁生活安全部長

万引き防止対策「モデル店舗」の認定制度の構築と申請受付開始等について(通知)

謹啓

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京万引き官民合同会議では、「万引きをさせない店づくり」を推進するため、モデル店舗認定基準を定め、「ソフト面(万引き防止対応マニュアル)」、「ハード面(防犯環境設計基準)」、「地域の絆づくり(万引き防止連絡会との連携)」について、認定委員会の審査により一定の基準を充たしている模範となる店舗に対し、東京万引き防止官民合同会議により「モデル店舗」を認定することとなりました。

つきましては、関係業界・団体の事務局にありましては、貴台、傘下の団体より申請の申出等がありました場合には、別添資料に従い申請の受付を行ってください。

なお、警視庁では、3月1日に報道各社に対し、「モデル店舗」認定制度について記者発表を行います。関係業界・団体の皆様方においても本制度を広く知らしめ、「万引きさせない店づくり」を推進するためにも、同日、本制度に関する広報を行っていただきたいと考えております。

今後も官民が協働・連携し、「万引きをしない させない」社会環境づくりを推進するためにも、皆様方による一層の御協力をお願いいたします。

謹白

記

1 申請受付開始日

平成24年3月1日(木)

2 申請の方法について

申請団体(関係業界・団体)が、別添「万引き防止対策「モデル店舗」申請書」を作成(別添「記載例」を参照)していただき、下記事務局宛に送付してください。

なお、送付方法は、郵送又はファックスでお願いします。

3 認定証の交付について

申請書を受け付けた後、認定委員会による審査を実施し、基準を満たした店舗へ認定証を交付します。

審査の開始時期は4月から、認定証交付は5月からを予定していますが、応募数等により時間を要する場合がありますので、御了承ください。

4 その他

(1) 当庁で報道各社に広報予定の資料については、別添の「資料」のとおりですので、参考にしてください。

(2) 「モデル店舗」認定の詳細については、3月6日に開催いたします第3回「万引き防止のための防犯責任者養成講座」において説明する予定です。

(3) 本件に関するお問合せ先

事務局

〒100-8929 東京都千代田区霞が関2-1-1

警視庁生活安全総務課生活安全対策第二係(万引き対策)

電話 03-3581-4321(内線30254)

FAX 03-3597-1138

万引き防止対策「モデル店舗」認定制度の概要と流れ

目的～「万引きさせない店づくり」

「モデル店舗」認定対象店舗
(都内営業店舗)

申請団体等

東京万引き防止官民合同会議
関係業界・団体
(17業界・18団体)

連携

万引き防止連絡会
各警察署生活安全課
(防犯係)

「モデル店舗」申請

「東京万引き防止官民合同会議」事務局
(生活安全総務課生活安全対策第二係)

認定委員会構成員

委員長	東京万引き防止官民合同会議「防犯設備委員会」委員長
担当	認定委員
ソフト対策面の審査担当	調査研究委員会から専門知識を有する者2名以上
ハード対策面の審査担当	防犯設備委員会から専門知識を有する者2名以上
地域の絆づくり審査担当	管轄警察署から防犯係員1名以上
総合調整担当	生活安全総務課(事務局)



「認定委員会」による審査会

ソフト対策面

- 管理者意識
(望ましい状態を維持しようと思うこと)
 - ・ 防犯レベルの確認
 - ・ 防犯会議の実施等
- 縄張り意識
(不審者がいたらまずいと思うこと)
 - ・ 防犯情報の共有化、連携した対応
 - ・ 店内巡回や防犯腕章の装着等
- 当事者意識
(自分自身の問題としてとらえること)
 - ・ 明るい表情と丁寧な態度で声かけ
 - ・ 不審情報を関係部門へ連絡等

ハード対策面

- 恒常性(抵抗性)
(一定不変なこと)
 - ・ 施錠
 - ・ 万引き通報装置等
- 区画性(領域性)
(区切られていること)
 - ・ 防犯対策の表示
 - ・ 商品管理システムの設置等
- 視認性(監視性)
(見通しのきかない場所がないこと)
 - ・ 店内レイアウト
 - ・ 適正な照度等

地域の絆づくり

- 全件届出
(全件届出が規範意識を向上させる)
 - ・ 金額の大小にかかわらず全件届出
 - ・ 少年であっても見逃さない
- 地域総ぐるみによる絆づくり
(万引き防止連絡会との連携)
 - ・ 万引き防止連絡会への参加
 - ・ キャンペーンへの参加
- 万引き防止講習会等への参加
(最新の対策や地域情報の活用)
 - ・ 防犯責任者養成講座
 - ・ 各種防犯対策講習会等

「モデル店舗」認定

申請団体等へ「認定証」交付

「万引きをしない させない 見逃さない」キャンペーン

安全・安心な街、東京の実現

万引き防止対策「モデル店舗」認定要領

(目的)

第1 「万引きさせない店づくり」の一環として、万引き防止対策の模範となる店舗をモデル店舗と認定し広報啓発することにより、業界等(小売店舗等)の意識高揚を図ることを目的とする。

(認定機関)

第2 認定機関は、「東京万引き防止官民合同会議」とする。

(認定対象店)

第3 認定の対象となる店舗は、東京都内において営業している店舗とする。

(認定基準)

第4 別表1「万引き防止対策「モデル店舗」認定基準表」(以下、「認定基準表」という。)のとおりとする。

ただし、認定基準細目については、第7に規定する認定委員会で別途定めるものとする。

(業態区分)

第5 業態区分は、別表2「業態区分表」によることとし、その区分毎に認定する。

(申請方法)

第6 モデル店舗認定の申請は、次の各号に定める団体等が別表4「申請書」を作成し「東京万引き防止官民合同会議」(事務局)へ提出することによる。

(1) 東京万引き防止官民合同会議の関係業界・団体

(2) 管轄する警察署設置の万引き防止連絡会(生活安全課)

2 その他店舗等の防犯責任者からの申請については、前項に規定する団体等を通じて行うことができるものとする。

(認定委員会)

第7 本制度の審査機関として、認定委員会を置くものとする。

2 認定委員会は、別表3「認定委員会構成員」で構成するものとする。

(審査)

第8 東京万引き防止官民合同会議は、第6に規定する申請があったときは、「認定委員会」を招集し、第4「認定基準表」に規定する要件を満たしているか審査するものとする。

この場合において「認定委員会」は、申請者への意見聴取及び店舗の現地調査を行うことができる。

(認定)

第9 「認定委員会」は、前第8の規定による審査の結果、第6に係る申請の店舗が第4「認定基準表」に規定する要件を満たすと認められた場合には、その店舗を認定するものとする。

(認定証)

第10 認定証は、別表5「万引き防止対策「モデル店舗」認定証」のとおりとする。

(認定証の交付)

第11 東京万引き防止官民合同会議は、「モデル店舗」として認定した店舗に係る申請団体等へ認定証を交付するものとする。

2 申請団体等は、前項の認定証の交付を受け、当該モデル店舗の防犯責任者へ認定証を授与するものとする。

(認定証の効力等)

第12 認定証は、防犯責任者が交代した場合には効力を失うものとする。ただし、交代した防犯責任者は、前任の防犯責任者が認定を受けた際の申請内容と同様の万引き防止対策を行っている場合、再申請を行うことにより書類審査のみでモデル店舗の認定を受けることができる。

(事務局)

第13 東京万引き防止官民合同会議の事務局は、警視庁生活安全部生活安全総務課に置くものとする。

2 事務局は、東京万引き防止官民合同会議の下に、認定に係る総合調整を担当する。

(認定の取消)

第14 東京万引き防止官民合同会議は、次の事由に該当する場合には認定を取消することができる。

- (1) 営業を終了した場合
- (2) 認定基準に該当しなくなった場合
- (3) 認定委員会が認定の取消を必要と認めた場合

(その他)

第15 この要領のほか、必要な事項については東京万引き防止官民合同会議が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

別表1

万引き防止対策「モデル店舗」認定基準表

1 ソフト対策面（従業員の教育・指導等）

- (1) 不審者対策のための声かけについてのルール化と訓練がなされ実施されている（C～お声かけの重要性の認識の有無）
- (2) 売場ごとの不明ロス率や万引きされやすい商品について、従業員が関心をもっている（C～店主自らの意識）
- (3) 従業員同士、警備員との連携についてルール化されている
- (4) 商品、商品棚、売場等の点検方法は適切である
- (5) 店内の整理整頓について指導がなされている（C～自ら認識）
- (6) 防犯設備の教育がなされている（C～自ら認識）
- (7) 不審行動を発見した際の連絡・連携等の訓練がなされている
- (8) 前兆不審行動の見分け方について、教育がなされている
- (9) 万引き発生時の対応について訓練がなされている
- (10) 混雑時にレジ精算をお待たせしないような対応がされている
- (11) 独自の万引き防止の施策

[ポイント]

←声かけが行われている
←不明ロス・被害の削減
←業務管理（情報共有）
←巡回時のチェック
←店内レイアウト
←点検方法等の熟知
←連絡・連携等の訓練
←予防等に関する教育
←検挙等に関する教育
←防止策（要因の除去）

2 ハード対策面（防犯環境の確認等）

- (1) 商品管理システム等が設置され、発報時の声かけができています
- (2) 従業員、警備員の連携と巡回が適切に行われている
- (3) 防犯カメラ、防犯ミラーの効果的活用がなされている
- (4) 店内表示の仕方は効果的に活用されている
- (5) 店内放送を活用している（口放送設備なし）
- (6) 高額品は施錠管理または万引き防止システムを活用した陳列になっている
- (7) 万引き多発品はレジの近くに設置している
- (8) レジ等からの見通しが良く、死角領域もミラー等で補填されている
- (9) 店内の整理整頓がなされている
- (10) 監視強化エリアの設定ができています
- (11) 防犯カメラで店内外の常時監視をやっている
- (12) 独自の万引き防止の施策

[ポイント]

←検知・タグ付け基準表
←巡回警備による牽制
←領域性の確保
←ポスター等の掲示
←放送による抑止効果
←防止対策の措置
←予防措置
←レジ等による牽制効果
←事務所の入室管理含む
←従業員等による監視
←監視性の強化

3 地域の絆づくり（通報・地域との連携等）

- (1) 万引きは全件届出している
- (2) 地域の万引き防止連絡会の活動に参加し、情報を得ている
- (3) 万引きゼロの日（毎月20日）を理解し、協力している
- (4) 近隣の同業店と防犯情報を共有している
- (5) 緊急連絡網を活用している
- (6) 万引き防止のための防犯責任者養成講座への参加
- (7) 警察署等における講習会への参加
- (8) 公立学校等の職場体験に協力している
- (9) 独自の万引き防止の施策

[ポイント]

←見逃さず全件届出
←万引き防止連絡会加入
←キャンペーンの実施
←近隣の情報共有
←他店等との情報共有等
←受講修了証の取得
←管轄警察署への参加
←地域への参加活動

	業 態 区 分
A	大型複合店舗（百貨店、ショッピングセンター等）
B	専門大・中店舗（スーパーマーケット、家電量販店、ドラッグストア等）
C	中小商店（一般商店、書店、小店舗等）
D	コンビニエンスストア

別表2

業態区分表

区 分	業 態 等
A	大型複合店舗（百貨店、ショッピングセンター等）
B	専門大・中店舗（スーパーマーケット、家電量販店、ドラッグストア等）
C	中小商店（一般商店、書店、小店舗等）
D	コンビニエンスストア
備 考	上記の業態区分は一例であり、店舗の施設や設備面の大小等から判断し、上記4区分に当てはめるものとする。

別表3

認定委員会構成員

委 員 長	東京万引き防止官民合同会議「防犯設備委員会」委員長	
	担 当	認 定 委 員
	ソフト対策面の審査担当	調査研究委員会から専門知識を有する者2名以上
	ハード対策面の審査担当	防犯設備委員会から専門知識を有する者2名以上
	地域の絆づくり審査担当	管轄警察署から防犯係員1名以上
	総合調整担当	生活安全総務課（事務局）

別表4

万引き防止対策「モデル店舗」申請書

平成 年 月 日


東京万引き防止官民合同会議 御中

所在地
申請団体等 名称
代表者名
連絡先
(担当者)

次によりモデル店舗の認定を受けたく、申請いたします。

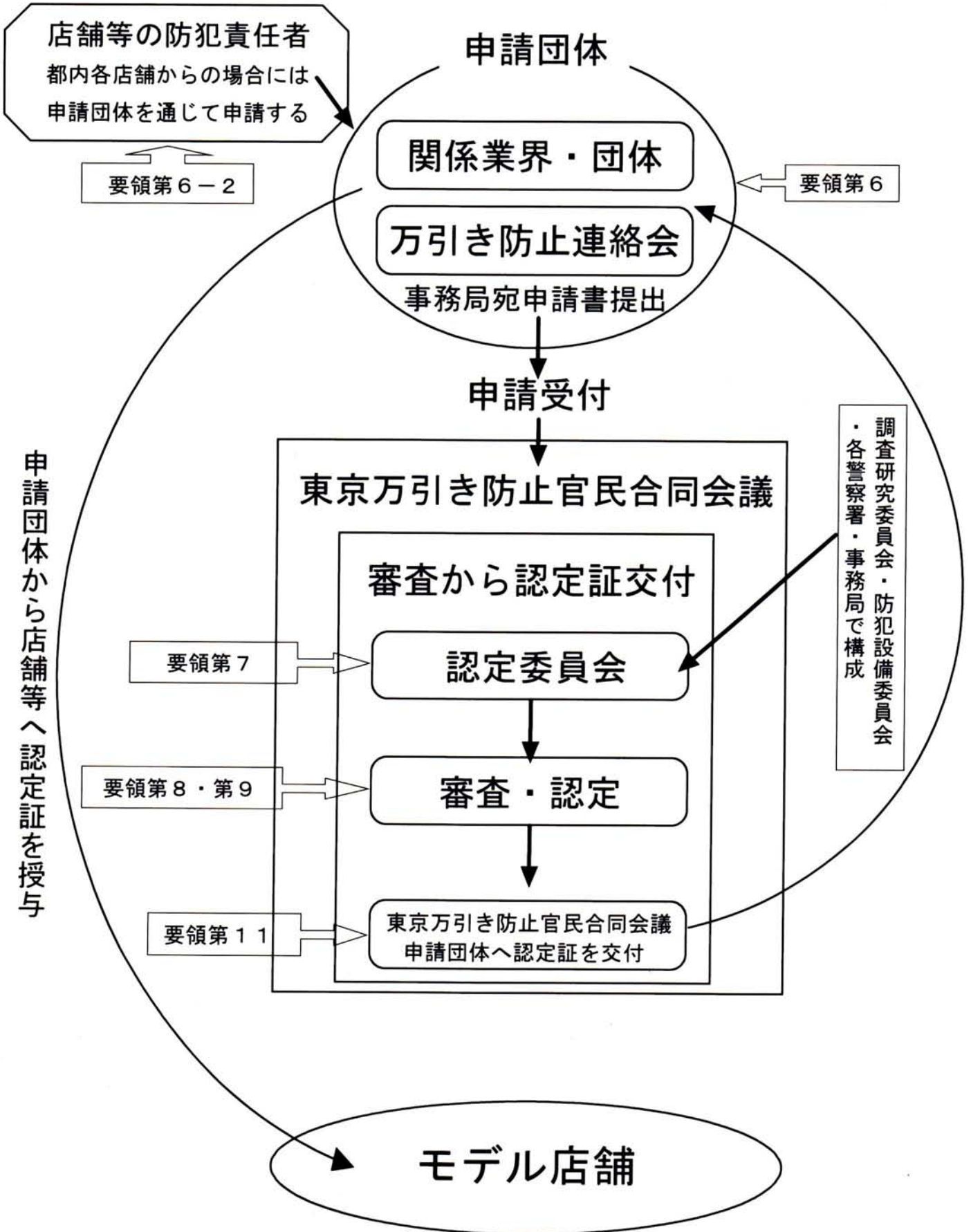
記

申請店舗の名称	
所在地（連絡先）	()
防犯責任者氏名	
業 態 区 分	<input type="checkbox"/> 大型複合店舗 <input type="checkbox"/> 専門大・中店舗 <input type="checkbox"/> 中小商店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア
申請理由	
「ソフト対策面」について	
「ハード対策面」について	
「地域の絆づくり」について	
その他（申請店舗のPR等）	

	第 号
認 定 証	
(万引き防止対策「モデル店舗」)	
店 舗 名	
防犯責任者	
あなたは 東京万引き防止官民 合同会議による審査に基づき、 「モデル店舗」に認定されたこ とを証します	
平成 年 月 日	
東京万引き防止官民合同会議 	

※ 規格 ～ A4、白上質紙135kg
ロゴマーク (カラー)

【モデル店舗認定の手続き】



万引き防止対策「モデル店舗」申請書

平成 年 月 日

東京万引き防止官民合同会議 御中

所在地
申請団体等 名称
代表者名
連絡先
(担当者)

次によりモデル店舗の認定を受けたく、申請いたします。

記

申請店舗の名称	
所在地（連絡先）	()
防犯責任者氏名	
業態区分	<input type="checkbox"/> 大型複合店舗 <input type="checkbox"/> 専門大・中店舗 <input type="checkbox"/> 中小商店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア
申請理由	
「ソフト対策面」について	
「ハード対策面」について	
「地域の絆づくり」について	
その他（申請店舗のPR等）	

【 記 載 例 】

万引き防止対策「モデル店舗」申請書

平成24年〇月〇〇日

東京万引き防止官民合同会議 御中

※申請を受け付けた業界・団体



所在地 〇〇区〇〇町〇〇番

申請団体等 名称 〇 〇 協 会

※業界・団体の代表者 ↓

代表者名 甲野 一郎

※業界・団体の連絡先、担当者名

連絡先 電話番号

(担当者) (事務局・〇〇〇〇)

次によりモデル店舗の認定を受けたく、申請いたします。

記

申請店舗の名称	例：〇〇〇〇ストア 〇〇店
所在地（連絡先）	〇〇区〇〇町〇〇1-1-1 (03-1111-0000)
防犯責任者氏名	〇〇店 店長 乙野 二郎
業 態 区 分	<input type="checkbox"/> 大型複合店舗 <input type="checkbox"/> 専門大・中店舗 <input type="checkbox"/> 中小商店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア
申請理由	※ 認定要領の別表1「万引き防止対策「モデル店舗」認定基準表」を参考に簡記してください。下記の項目も同様をお願いします。
「ソフト対策面」について	
「ハード対策面」について	
「地域の絆づくり」について	
その他（申請店舗のPR等）	

万引き防止対策「モデル店舗」認定制度の構築と申請受付開始について

東京万引き防止官民合同会議では、「万引きさせない店づくり」の一環として、ソフト面・ハード面・地域の絆づくりにおいて模範となる店舗を「モデル店舗」と認定する制度を新たに構築しました。

東京万引き防止官民合同会議と万引き防止連絡会が連携し「認定委員会」を構成し審査担当となり、モデル店舗を認定するものです。

認定制度には特典はありませんが、店全体のイメージアップや従業員の意識高揚など、「モデル店舗」は安全で安心なお店づくりに役立つものです。

認定制度の概要と流れ、申請要領等については下記のとおりですのでお知らせします。

1 認定機関

東京万引き防止官民合同会議

2 認定対象店

東京都内において営業している店舗

3 認定の要領

万引き防止対策「モデル店舗」認定要領に基づいて、認定委員会が申請店舗においてソフト対策面・ハード対策面・地域の絆づくりについて審査を行いその結果、基準を満たしている店舗へ認定証を交付するものです。

4 申請の受付開始日

平成24年3月1日（木）から

5 申請の方法

下記のいずれかの団体に申込みをしてください。

下記団体が「申請書」を作成して、東京万引き防止官民合同会議（事務局）へ申請することになります。

- (1) 東京万引き防止官民合同会議の関係業界・団体
- (2) 管轄する警察署設置の万引き防止連絡会（生活安全課）

6 申請手数料

本件認定制度に関する手数料等の費用は一切かかりません。

7 その他

認定証は「東京万引き防止合同会議」が申請団体へ交付し、申請団体から店舗責任者等へ授与されます。

【記載例】(詳細)
万引き防止対策「モデル店舗」申請書

平成24年〇月〇〇日

東京万引き防止官民合同会議 御中

※申請を受け付けた業界・団体

所在地 〇〇区〇〇町〇〇番

申請団体等 名称 〇〇協会

※業界・団体の代表者 ↓

代表者名 甲野 一郎

※業界・団体の連絡先、担当者名

連絡先 電話番号
(担当者) (事務局・〇〇〇〇)

次によりモデル店舗の認定を受けたく、申請いたします。

記

申請店舗の名称	例：〇〇〇〇ストア 〇〇店
所在地（連絡先）	〇〇区〇〇町〇〇 1-1-1 (03-1111-0000)
防犯責任者氏名	〇〇店 店長 乙野 二郎
業態区分	<input type="checkbox"/> 大型複合店舗 <input type="checkbox"/> 専門大・中店舗 <input type="checkbox"/> 中小商店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア
申請理由	※ 認定要領の別表1「万引き防止対策「モデル店舗」認定基準表」を参考に簡記 (例) ソフト・ハードの両面において基準を満たしており、地域の絆づくりにおいても、 〇〇万引き防止連絡会に参加していることから、「モデル店舗」として申請したい。
「ソフト対策面」について	(例) (9)の万引き発生時の訓練以外は満たされており、独自の施策として、従業員による 「声かけコンテスト」を実施している。
「ハード対策面」について	(例) 標準的な設備であるが、店内表示やいつも整理整頓されており、項目を満たしていると認められる。
「地域の絆づくり」について	(例) 〇〇署の万引き防止連絡会に参加しており、〇月〇日に店頭でキャンペーンを実施している。
その他（申請店舗のPR等）	(例) 平成21年から、従業員に対して声かけの指導・教養を徹底して行った結果、万引きが激減した。また、顔認証システムを導入予定である。